

尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例施行規則を公布する。

令和元年 7 月 3 1 日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市規則第 1 6 号

尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例施行規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例（令和元年尼崎市条例第 1 4 号。以下「条例」という。）第 6 条及び第 8 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請手続等)

第 2 条 条例第 3 条第 3 項（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 8 7 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をしようとする者は、許可申請書の正本及び副本に尼崎市建築基準法施行細則（昭和 4 0 年尼崎市規則第 6 8 号。以下「細則」という。）第 1 7 条第 1 項各号及び第 2 項第 4 号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をしたときは、許可通知書に同項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

3 細則第 3 条第 1 項、第 4 条、第 1 1 条の 2 及び第 1 2 条第 1 項の規定は、第 1 項に規定する許可を受けた建築物の建築主及び当該許可を受けた工作物の築造主について適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和の範囲)

第 3 条 条例第 6 条の規則で定める範囲は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定めるところによる。

(1) 増築又は改築 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 増築又は改築が条例の施行の日（以下「施行日」という。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が施行日における敷地面積に対してそれぞれ法第 5 2 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 5 3 条の規

定に適合すること。

イ 増築後の床面積の合計が、施行日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

ウ 増築後の条例第3条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

エ 条例第3条第1項又は第2項の規定に適合しない事由が原動機の出力による場合においては、増築後の原動機の出力の合計が、施行日における原動機の出力の合計の1.2倍を超えないこと。

オ 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。以下同じ。）を伴わないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替え 用途の変更を伴わない全てのもの

（確認の申請書に添付する書類）

第4条 建築主は、条例第6条に規定する建築物について前条に規定する範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとするときは、法第6条第1項の規定により提出する確認の申請書に既存不適格調書を添付しなければならない。

（施行の細目）

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。